

福岡市公報

令和 8 年 7 月 13 日 第 7252 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○福岡広域都市計画公園の変更 (第149号)	告示	1
○建築協定に加わる旨の意思の表示があった旨の公告 (第193号)	公告	2
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (公告第26号)	水道局	2
○指定管理者の代表者の変更 (告示第5号)	教育委員会	4
○令和 8 年 3 月 30 日付第7223号 (別冊) 中正誤	正誤	4

告示

福岡市告示第149号

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、その図書を次の場所においてこの告示の日から公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 13 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 変更した都市計画の種類及び名称
福岡広域都市計画公園 3・3・115号原中央公園及び 2・2・676号向野南公園
- 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所 (住宅都市みどり局都市計画部都市計画課)

公告

福岡市公告第193号

建築基準法第75条の2第2項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者等から建築協定に加わる旨の意思表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 13 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
地行一丁目建築協定
- 2 意思表示に係る建築協定区域隣接地
福岡市中央区地行一丁目14番47
- 3 意思表示があった日
令和 8 年 5 月 27 日

水 道 局

福岡市水道局公告第26号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程第5条の規定により次のように公告する。

令和 8 年 7 月 13 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名
単価契約 水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入
 - (2) 予定数量
125,000キログラム
- 2 入札日時
令和 8 年 8 月 25 日 午後 2 時（郵送による場合は、同月 24 日 午後 5 時までに必着とする。）
- 3 落札者の決定方法
地方自治法第234条第3項本文の規定により落札者を決定する。
- 4 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号

福岡市水道局総務部契約課

電話 092-483-3127

(2) 期間

この公告の日から令和8年7月27日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 今後の入札公告予定時期

令和8年8月

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

(1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured

Unit price contract: Purchase of sodium hypochlorite for water treatment

(2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required

125,000 kilograms

2. Date & Time of tender

2 p.m., August 25, 2026

(Tender by post to arrive by 5 p.m., August 24, 2026)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

Contracts, Acquisition & Inspection Section, General Affairs Department,
Waterworks Bureau, Fukuoka City

1-28-15, Hakata-eki-mae, Hakata-ku, Fukuoka City

Tel: (092)483-3127

(2) Period

From the date of this notice to July 27, 2026, excluding weekend(s) and
holiday(s)

(3) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

5. The next notice of tender is scheduled for:

August 2026

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会告示第 5 号

公の施設の指定管理者から令和 8 年福岡市教育委員会告示第 1 号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市総合図書館条例第 20 条後段の規定により次のように告示する。

令和 8 年 7 月 13 日

福岡市教育委員会

区 分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市早良南図書館	株式会社 図書館流通センター	代表取締役 谷一 文子	令和 8 年 4 月 28 日
変更後			代表取締役 菅野 耕一	

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇 所	正 誤
令和 8 年 3 月 30 日	第 7223 号 (別冊)		下から 11 行目	誤 第 249 条第 1 項の規定に基づき、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の規格（平成 24 年福岡市告示第 110 号）の一部をより次のように告示する。
				正 第 24 条の規定により次のように告示する。 前文本本則中、「福岡市屋外広告物条例（）」の次に「（昭和 47 年福岡市条例第 60 号。）」を加える。 本則中「福岡市都市景観条例」の次に「（昭和 62 年福岡市条例第 28 号）」を、「福岡市屋外広告物条例施行規則（）」の次に「（昭和 47 年福岡市規則第 103 号。）」を加える。 別表第 22 広告物又は掲出物件の規格 11 全ての地域の表 電車又は自動車の外面を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項中、第 22 項を削り、同表電車又は自動車の外面を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項第 3 項を削り第 3 項を第 2 項と

		4	下から 5行目	誤	し、同項中「定期路線バスの外面の全部」を「自動車の外面」に改め、同項に次の1号を加える。 「条例第9条第2項ただし書の規定を適用して許可を受けようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める手続を経るものとする。」 同項を同表電車又は自動車の外面を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項第2項とし、別表第2 広告物又は掲出物件の規格 1 全ての地域同表 福岡都市高速道路及び西九州自動車道の路端（道路の出入口の部分を除く。）から両側50メートルの範囲内に設置するものの項中、「次に掲げるもの」の次に「（発光可変表示式広告物を除く。）」を加える。
				正	前文中「福岡市屋外広告物条例（）」の次に「昭和47年福岡市条例第60号。」を加える。 本則中「福岡市都市景観条例」の次に「（昭和62年福岡市条例第28号）」を、「福岡市屋外広告物条例施行規則（）」の次に「昭和47年福岡市規則第103号。」を加える。 別表第2 広告物又は掲出物件の規格 1 全ての地域の表電車又は自動車の外面を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項中第2項を削り、同表電車又は自動車の外面を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項第3項中「定期路線バスの外面の全部」を「自動車の外面」に改め、同項を同表電車又は自動車の外面を利用するもの（祭礼等のためにするものを除く。）の項第2項とし、同表福岡都市高速道路及び西九州自動車道の路端（道路の出入口の部分を除く。）から両側50メートルの範囲内に設置するものの項中「掲げるもの」の次に「（発光可変表示式広告物を除く。）」を加える。
				誤	附則を次のように改める。 附則（令和8年3月30日告示第 号）（施行期日） 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。ただし、前文、本則及び別表第2 広告物又は掲出物件の規格 1 全ての地域の表福岡都市高速道路及び西九州自動車道の路端（道路の出入口の部分を除く。）から両側50メートルの範囲内に設置するものの項の改正規定 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる改正

		5	上から 12行目	規定は、公布の日から施行する。 (1) 本則中条例に係る制定年等の付記 (2) 本則ただし書中規則に係る制定年等の付記 (3) 別表第2 福岡都市高速道路及び西九州自動車道の路端（道路の出入口の部分を除く。）から両側50メートルの範囲内に設置するものの項に係る改正
			正	附 則 この告示は、令和8年10月1日から施行する。 ただし、前文、本則及び別表第2 広告物又は掲出物件の規格 1 全ての地域の表福岡都市高速道路及び西九州自動車道の路端（道路の出入口の部分を除く。）から両側50メートルの範囲内に設置するものの項の改正規定は、公布の日から施行する。